伊勢崎市記者会見資料

資料２

クーリングシェルターの運用開始について

健康推進部健康管理センター

本市では、暑さ対策の一環として今年５月２２日に開所した暑さ指数に関わらず開所している熱中症予防シェルターを、改正気候変動適応法に準じた指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を兼ね合わせて運用を開始いたします。

１　実施概要

令和６年４月に熱中症対策を一層強化するため改正気候変動適応法が全面施行されました。県内の全ての暑さ指数情報提供地点において翌日の最高暑さ指数（ＷＢＧＴ）予測値が３５に達する場合に、予測の前日１４時に熱中症特別警戒アラートが発表されます。極端な高温の発生時に暑さを避け、健康被害が生じないよう市町村長が指定したクーリングシェルターを開所できるようになりました。本市では熱中症特別警戒アラートが発表された場合、市情報メール等により市民等へ周知し、冷房設備のない環境下にある人等に冷房設備を有する等の要件を満たした熱中症予防シェルターをクーリングシェルターとして開放する取組を開始します。

なお、県内の暑さ指数が３５未満の場合には、通常の暑さや日差しから身を守り、熱中症予防の場として開放を継続していきます。

２　期間と時間

令和６年７月から１０月までのうち熱中症特別警戒アラート予測日で、市有施設６１箇所の開所日及び開所時間に限る。

３　場　　所

市有施設６１箇所　　※別紙あり

４　市民等への周知

市ホームページ（７月１日掲載）、いせさき情報メール、ＬＩＮＥなど

問い合わせ先　赤堀保健福祉センター　堀越　℡0270-20-2210